



2020年4月10日

各位

会社名 協立情報通信株式会社
 代表者名 代表取締役社長 久野 武男
 (JASDAQ・コード 3670)
 問い合わせ先 執行役員管理本部長 佐々木 修
 (電話 03-3434-3141)

定款の一部変更及び補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、2020年4月10日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」及び「補欠監査役1名選任の件」を、2020年5月27日開催予定の当社第55期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

①変更の理由

株主総会・取締役会の招集権者及び議長となる者の柔軟性を高めるとともに、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

②変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第13条 (条文の記載省略) 第3章 株主総会 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、 <u>議長</u> となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が <u>株主総会を招集し、議長</u> となる。	第1条～第13条 (現行どおり) 第3章 株主総会 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> (代表取締役が2名以上ある場合は、 <u>取締役会で選定した代表取締役</u>)がこれを招集する。ただし、当該代表取締役に事故があるときは、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役が招集する。</u> 2 <u>株主総会の議長は、常勤の取締役(代表取締役を含む)の中から取締役会で選任する。</u> ただし、当該取締役に事故があるときは、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の常勤の取締役が議長</u> となる。
第15条～第22条 (条文の記載省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が <u>取締役会を招集し、議長</u> となる。	第15条～第22条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役(代表取締役が2名以上ある場合は、取締役会で選定した代表取締役)</u> が招集し、議長となる。 2 <u>前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役が取締役会を招集し、議長</u> となる。

現行定款	変更案
第24条～第31条 (条文の記載省略) 第5章 監査役及び監査役会 (選任方法) 第32条 (条文の記載省略) 2 (条文の記載省略) (新設) (新設)	第24条～第31条 (現行どおり) 第5章 監査役及び監査役会 (選任方法) 第32条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。この場合、補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</u> <u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

③日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年5月27日(水曜日)
定款変更の効力発生日 2020年5月27日(水曜日)

2. 補欠監査役1名選任の件

①補欠監査役選任理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

②補欠の社外監査役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
さとう ふみ やす 佐藤文康 (1952年4月22日生)	1971年4月 熊本国税局 入局 2008年7月 芝税務署 法人税担当副署長 2013年7月 退官 2013年8月 税理士登録、佐藤文康税理士事務所開設 所長(現) (重要な兼職の状況) 佐藤文康税理士事務所 所長	—

- (注) 1. 佐藤文康氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠社外監査役候補者であります。
3. 同氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士の資格を有し、税理士事務所を開設した経歴や財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定です。
5. 同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に選任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上